



Title	壱太利の植民會社案 : ハンス・デハントの所説
Author(s)	矢島, 武
Description	資料
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 5, 123-142
Issue Date	1937-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10645
Type	departmental bulletin paper
File Information	5_p123-142.pdf



奥太利の植民會社案

— ハンス・デハントの所説 —

矢 島 武

一、緒 言

本論は Dr. Hans Dechant: (Die Kolonialaktiengesellschaft Berlin u. Wien 1935) の立案にかゝるものである。ハンス・デハントは一九三三年に設立された奥太利植民協會 Der Österreichische Kolonialverein の創立者の一人で現に同會の理事であり、デハントの會社案は同協會が政府に對する建言に基くものであつて奥太利に於ける失業救済の具體案を提供する目的を以て書かれたものである¹⁾。著者はこの目的實現のためには更に細目の研究を要する旨を附記して居る。又本會社案の作成に對し著者が伊太利植民省及び獨逸植民會社圖書館から受けた後援に謝意を表して居ることは現下の歐洲の政情に鑑みて多少の興味を唆るものがある。

二、失業其の原因及び對策

1) Dechant: Die kolonialaktiengesellschaft, Vorwort

前述する如く本會社案は失業救済の具體案を提供するを主眼とするものであるが、先づ海外植民の失業救済としての價値如何から論を進める必要があるのである。抑々現下の失業は恐慌の結果に外ならぬのである。而して世界經濟恐慌は特に分配恐慌 *Verteilungskrisis* と稱すべきもので、平和會議の結果として世界經濟の均衡は全く根底から破壊され歐洲にとつては不利に、海外諸國及び植民地には有利な状態を招徠した。戦後の歐羅巴諸國の苦難は實に之れを物語つて居る。分配恐慌とは人口と財との地域的分配の不均に外ならぬ。「土地なき人口」 *Volk ohne Raum* 「人口なき土地」 *Raum ohne Volk* の對立即ち之れである¹⁾。埃太利の失業は所謂「世界的失業」 *Weltarbeitslosigkeit* の部分的現象であり、従つて世界經濟恐慌の部分的現象と見るべきものである。以上は埃太利の失業の一般的性質であるが、其の他に特殊的原因と目すべきものがある。即ち農民離村の現象であつて、之れ都市に於ける失業状態に拍車をかける結果となつて居る²⁾。

さて失業對策として各種の方法が考へられるのであるが、先づ離村農民を歸農せしむる必要がある。然し農村の包容力には限度があつて多くを期待し得ぬ。こゝに於て當然念頭に浮ぶは國際的協働であるが、各國は未だ熱心にこの問題の爲めに有効な手段を講ずるに至つて居ない。畢竟國際的より國家的處理へ、自力更生の道が残されて居るのみである。

埃太利に於ては純然たる慈善的失業救済事業の外に各種の公共的救済手段が考慮されて居るのであるが、かかる救済手段は國民に對し心理的にも教育的にも望ましからず、又永續的失業の對策としては無力である。従つて積極的手段、即ち勞働機會の増加方法、例へば官廳建築、鐵道、水利等の土木工事の起業が考慮されるのであるが、之れも對症療法に過ぎず永續的失業救済としては無力である。其の事業の完了により再び失業者を排出するは必常と言はねばならぬ。更に亦獨逸に於ける如く勞働時間を短縮し勞働賃金を切りつめる事により勞働機會を増加せんとする試みも考へられるのであるが、之れも大なる効果をあげ得べき望は無い。之れに反し貿易政策の

1) Author Dix, *Weltkrise und Kolonialpolitik*, Berlin 1932, S.17

2) Erwin Paneth, *Kolonien-das europäische Problem*, Wiener "Wirtschafts-Woche" 1933, No. 27

効果は間接ではあるが失業救済に大なる影響を持つ事は疑ひ無きところである。然し一歩譲つて考ふるに奥太利の如き小國の貿易伸長に對し殘された範圍は極めて少い。加之現下の各國を支配するアウタルキー的傾向は各國を分離せしめ戰爭の危機をさへ胚胎せしめて居る。もつとも之れに對抗する運動が全然排除して居るのではない。即ち汎歐運動、ドナウ諸國の經濟政策上の合同、獨逸關稅同盟、ストレーザ會議、ローマ條約、互惠案、割當案等が擧げられるが、之等諸條約の効果は尙ほ未知數であり¹⁾、少くも現在はその成功の域に在らずと云ふべきである。否、鎖國經濟、爲替關係の無政府狀態は日々にその度合を増し、諸國は國民主義の方向に進みつゝある。

又内國植民は失業救済策就中離村農民の歸農策として考慮すべきものである。然し奥太利の國內未墾地は其の開發に多大の資本の要する劣惡地であり、加之農產物價格の下落は前途に對する悲觀的豫想を餘儀なくする。こゝに於てか失業救済策としての内國植民の効果に對し疑問を生ぜざるを得ない。^註事實獨逸に於ても貿易範圍の缺乏に由來するこの人口壓の緩和策としての内國植民事業の効果に對し疑惑の聲が大となつて來た。²⁾然し獨逸にあつては内國植民事業に用ふべき資本と土地とがほゞ備つて居る。これ内國植民が獨逸民族更生の方法として推稱せられ居る所以なのである。³⁾又伊太利に於ても内國植民事業を失業救済策として重視しては居ない。奥太利では所謂郊外移住 *Siedlungsicherung* が最も重要性を有つと考へられるが、之れは農業を副業とする住居移住 *Wohnsiedlung* として問題となるのであつて、農業を専業とする移住では無く、⁴⁾従つて失業救済策としては重要ではな

5。

其の外消極的方策として産兒制限があるが、國家政策、國民保健及び宗教的考慮等を度外視しても伊太利の如き人口増加國が尙ほ資金を興へて多産を獎勵して居るに鑑みる時産兒制限の獎勵によるべきでない。

斯くの如く各種の失業對策を考慮する時、何れも満足とは言ひ難く、只海外移住が重要な失業對策であり、又國民經濟上よりも推稱すべきものである。

- 1) Dr Robert Breza, „Der Pakt von Rom,“ eine Diskussion, veranstaltet vom Indurrieklub, „W. W. W.“, 1934, No. 48.
- 2) Oskar Karstedt, Internationale Bekämpfung der Arbeitslosigkeit durch Erschliessung über seeischer Gebiete, Berlin, 1931, S.23.
- 3) Dr. Joseph Geiger, Rassische und völkische Erneuerung durch Arbeitsdienstpflicht und Binnensiedlung, Stuttgart, 1933.
- 4) Dr. Josef Pessl, Siedlungspolitik im ständischen Aufbau, „W.W.W.“, 1934, No.36.

以上がデハントの失業對策としての海外移住必要論の骨子であるが、飽く迄失業對策を眼目として海外移住の必要を説き、之に應ずる會社案を打ち立てんとする點日本の滿洲農業移民會社案と著しい相異と言ふべきである我國の海外移住は極めて其の數少く過去に於ても現在に於ても失業救済としての價値は絶無と稱して差支ない。加之に年々多數内地に移住する朝鮮人を加算する時我國は移入民國である。事實滿洲の農業移民事業に於ても直接的失業救済は大なる眼目に非ずして、滿洲資源開發市場開拓と云ふ積極的意圖と共に民族的、政治的、軍事上の所謂經濟的要素が大なる動因を爲せるは見逃すべからざるところである。第二に墾太利の海外移住は具體的對稱を有せざる點である。デハントは各種の失業對策はやゝ具體的に批判して居るに關らず、海外移住には具體的價値判斷を下さず、唯墾太利に取つて未開拓、即ち殘された方策として之れを推稱するに止る。吾人の見るところでは墾太利が其の海外植民の活動地を獲得するは恐らく容易ではない。従つて會社案もやゝ抽象的たるを免れない欠點を有する。これ我が滿洲農業移民會社案が具體的對稱を有すると異なるところである。

(註) オーストリアは大戦前には僅かにガリチアに小規模の内國植民を實行したに過ぎなかつた。即ち千九百五年の法律を以て、地主農民間に農地の賣買あるときは政府は農民に對して其の農場評價額の四分の三以内を年賦貸付するものと定めて中小農地の設定を促進し、千九百十二年末迄に七百七個の農場(面積八千ヘクタール)を設定したのである。けれどもガリチアは大戦後は波蘭の所領となつたから右の政策は現在墾太利の土地分配に何の關係もない。大戦終了後政府は千九百十九年五月三十一日に中小農地再設法(Gesetz über die Wiederbesiedlung gelegter Bauerntüter und Hausanwesen)を制定して全國に亘つて或る程度の内國植民を實行することを定めた。但し之れは右法律の名稱に依て容易に推知される様に、全然新たに中小農場を設定するものではなくして、簡単に云へば最近五十年内に地主の爲めに兼併された農民農地を再び農民の手に取戻して中小の自作農地を再設又は擴張するに過ぎないものである。即ち千八百七十年一月一日以後に地主が中小農地を合併せる場所には政府は之れを強制收用して農民に分配するのであり、又同じく地主が地役權を解除せる場合には農民の爲めに再び地役權を回復してやるのである。斯く本法は曾て中小農地たりし土地を地主の手から收用して

再び農民に分配するものであるから、それに依て設定される農地の数は始めから限られて居るのであつて、之れに依て従來の土地分配状態が著しく變革されると云ふことはあり得ない。現に千九百二十五年末迄の成績では自作農地の設定數四百七十個（六千五百六十六ヘクタール）及び過小農地の擴張數千七百二十八個（一万四百八十ヘクタール）に過ぎないのである¹⁾

三、植民地、移民

抑々人類は生存權を有する。然るに現世界の人類の分配状態は不公正と不平均そのものである。此處に植民活動²⁾を正當付ける根據がある。而して母國と云ひ、植民地と云ふも固定的絶對的のものではなくして歴史の流れと共に變化するものである。例へば往時の植民地たる北米合衆國は現代に於ては植民國たるが如き之れである。又技術及び醫學の進歩は往時の移住不適地を移住適地たらしむるに至つて居る。

之れを要するに植民 *Kolonisation* とは文明國の過剩人口を他地に移住せしむることに外ならぬのであつて、此處に云ふ他地とは移住者の母國と同一の文明段階に未だ到達せざる土地である。換言すれば植民活動とは母國より文明程度の低き土地を母國の民が開發し、其處に自國の文化を齎すことであり、植民地とはかゝる植民活動の行はるゝ土地である。従つて法律的意義に於ける植民地は上述の植民活動から導出した植民地概念の一部に過ぎないのである。

出移民 *Auswanderung* はまた植民 *Kolonisation* と異なる。出移民必ずしも植民を伴ふものに非ず。而して又 *Auswanderung* は人類にのみ特有のものに非ざるも、植民活動は意思力ある人類の精神的計畫的活動である。出移民の究極の原因は原住地に於いて住民が經濟的に満足を得ることの出來ぬ點にある。かゝる出移民によつて有能な人士を失ふ事は本母の損失と云はなければならぬ。加之出移民の移住後の困窮に鑑み出移民に對する本國の指導と統制を必要とするに至つた³⁾。殊に現今の狀態、即ち諸國が自國の勞働市場を防衛する爲め他國移民の流入

- 1) 澤村康：農業土地政策論 197—8頁
- 2) A.Girault, Principes de Colonisation, Paris, 1927, Bd 1., S. 30ff 參照
- 3) Rosder; Kolonien, Kolonialpolitik und Auswanderung, Leipzig 1885, S. 352
Leroy-Beaulien; De la Colonisation chez les peuples modernes, Paris 1882, p. 522

を禁止しつゝある状態に於てはこの必要が大きいのである。

確かに出移民は本國の失業を減少せしめ、母國に市場を與へる。然しながら之れは植民地が母國と文化的のみならず經濟的にも結び着いて居る限りに於て期待し得る點であつて、通常接受國と母國との間にはやがて競争が生ずるのである。こゝに於てか母國の行ふ結合運動 *Verainsättelkeit* が重要になつて來る。この點に關し最近の日伊の活動は注目すべきである。特にフアツシヨ伊太利は外地に特別の國家的の移民委員會及び植民事業協會を設け、在外移民の教育、金融等に力をつくして居る¹⁾。

かゝる母國と植民地との結合は兩者が法律的に結び着くことに依つて全きものとなる。然し何れにせよ經濟的結合が主眼であつて、法律的結合はそれ自體が目的であると云ふよりは寧ろ經濟的結合を實現せしむる上に於て重要なのである²⁾。

植民地の法律的、經濟的分類は從來種々爲されたれども、之等の價值はあまり大ではない。デハントは移住植民地と非移住植民地とに分つのが實際的であると見て居る。移住植民地とは地理的にも氣候的にも比較的多數の者が定住し得、且其處に於て農耕に従事し得るものを指す。例へば北米、濠洲の如きこれである。かゝる植民地は母國の過剩人口に勞働と土地とを供給し、母國の販賣市場となり、直接に失業救済に役立つものである。之れに反し非移住植民地とは氣候的關係より見て永住に適せず、勞働は土人が専ら之れに當り、白人は指導者たるに止る。かゝる植民地の價值は母國に於て産出せず、而も母國に不可缺の産物の給源たることであつて、人口の輸出は問題たらず、資本の輸出のみが問題となる。然れども前述せる如く近時の技術と醫學の進歩はかゝる植民地も移住可能なものたらしむる傾向がある。要するに非移住植民地は間接に人口問題の解決に資するものである。

四、澳太利にとつては移住植民地か非移住植民地か何れが必要なりや

1) Helmer Key; *Neue Kolonialpolitik* 1927 S. 127

2) Roscher, a. a. O., S. 403

然らば墺太利は移住、非移住何れの植民地を必要とするであらうか。墺太利が失業救済を直接の目的とする以上云ふ迄もなく移住植民地であらうが、それは純粹の農耕植民地ではなく、墺太利の國民經濟が必要とする原料を同時に供給する植民地であることが望ましい。例へば南米及び阿弗利加（アビシニア、マダガスカル）がこの目的に適ふものである。

即ち墺太利の移民たる者は其の過剩人口、即ち失業者であるから、先づ植民地は歐人の居住に適するものであり、次に墺太利に産出せざる産物にして墺太利の國民經濟に必要なもの、即ち主として土地生産物 *Botanisch-prodution* を得る植民地たるがこの目的に適つて居るのである。墺太利移民は多く農耕に經驗を有することとは幸ひである。之れを植民地の農耕に向けることが出来よう。又母國にある農産物でも植民者の自給に必要な限り作るべきである。斯くの如き植民地は一方に於て母國の工業品の市場となり、従つて其の意味に於ても失業の救済となる。加之生活程度低き土人の居住する非移住植民地と異り、頭初より母國の商品を需要するのである。其の外移住植民地は國家政策的見地より見るも望ましい。即ちかゝる植民地は人類の移住征服欲を充たし、又第二世の希望と期待を満足せしむる。而して經濟的満足は自づと政治的満足を招徠するのである。

最後に墺太利の海外植民に對する反對論を吟味しよう。先づ植民地經營は最早採算立たずとする非難であるが之れは今日に於ても尙ほ合理的な組織と統治に依つて植民地所有が盛んであるに鑑みて取るに足らぬ反對である。況んや墺太利に於ては植民地軍隊、植民地艦隊、植民地官吏の設置は問題とならざるに於てをや。第二に海岸に面せず、従つて艦隊を有せず而も有勢な陸軍も無き小國は植民地を獲得保有する事は出来ぬと云ふ批難である。然し和蘭、葡萄牙、丁抹の如き小國の事例は之れを反駁し去る。殊に墺太利の植民地は權力に基いてはなく、所謂必需植民地 *Nofkolonie* として全然諸強國及び國際聯盟の明白な監視の下に立ち、條約の文言に基いて成立するものであるからこの憂はない。第三に墺太利は植民國としての經驗がないと云ふ非難がある。然し之れ

1) Key, a. a. O., S. 79

2) Arthur Dix; Weltkrise and kolonialpolitik, Berlin 1932, S, 237ff

は過去と現在に於ける事情の變化を無視した議論である。例へばボスニヤ、ヘルツエゴベナの開拓事業の如きは事實上に於て之れを論駁して居る。最後に最も眞摯な反對として埃太利は世界の分割に關するに遲過ぎたと云ふ聲が聞かれる。少くともこの非難は地理政治的關係 in Geographisch-politischer Beziehung に於ては承認せざるを得ないところである。然し全然地理的に見る時は海外植民の目的に適する廣大な地域が存する。例へば濠洲或ひは加奈陀、南米（パラグアイ、南ブラジル）或は阿弗利加（アビシニア、マダガスカル、アンゴラ）等が之れである。日伊の如き諸強國も世界の政治的分配状態に鑑み、法律の意味に於ける植民でなく、他の型の海外植民で満足せざるを得なくなつて居る。

之れを要するに埃太利は移住植民地を獲得する必要があるのである。

五、特許會社

海外植民事業が國家事業である事は疑ひないところである¹⁾。然し植民史の教ふところは必ずしも然らず。就中特許會社の活躍には見るべきものがある。抑々特許會社の事業範圍は廣く、單に移住會社たるに止らない。土地貿易等に獨占の特權を有するのみならず、時に造幣、司法、軍事上の權限さへ有した。一般に特許會社に對する批判は會社に對して不利である²⁾。之れ主として會社員の腐敗、土民に對する壓迫³⁾、土地投機等に原因するものであつた。然し大體に於て特許會社は國家的植民事業の價値ある機關であつた。特に經濟的に然り。

會社形態による海外植民事業に伴ふ經濟上の利益は多々あるも、先づ會社は民間資本を動員して植民事業に振り向けしむる。元來植民活動は統一的なるを要する。従てこの意味に於ても會社形態によるが合目的と稱すべきである。事實、舊時の特許會社の如き特權を有せざる大植民會社が現在熱帶、及び亞熱帶地方に於いて顯著なる活動をして居る。次に特に會社形態は、土地開拓に當りて必要且重要な多額の經費を要する準備工作を爲すに

- 1) Roscher, a. a. O., S. 21/22; Reinsch, Colonial Government, New York 1902 P.145ff
- 2) Roscher, a. a. O., S. 325; Leroy-Beaulieu, a. a. O., S. 596ff
Köbner: Einführung in die Kolonialpolitik S. 225 Jena 1908
- 3) Paul Rohrbach, Koloniale Siedlung und Wirtschaft der führenden Kolonialvölker, Köln, 1934, S. 12.

最も適して居る。斯く考へ來る時、埃太利が海外植民を大規模に行ふには特許會社の形態を選ぶが最も妥當である。國外植民地域では國家自身が國權を用ふる事を得ぬ。之れに代りて會社が統制的な權力を持つべきである。而してかゝる植民地と母國との間の法律的關係はかの住時 *「juncte coloniale」* 制度を復活し、之れが締結によりて其の確保をはかるべきである。

六、植民株式會社

a. 特許狀——會社の權利義務

本株式會社は原則として本國法に準據すべきである。會社に特有な「經營客體」から生ずる特別な要求に應ずる爲めには特別規定を設ける。又會社の特種性質に鑑み政府は認可を爲し其の他監督を行ふ爲め、政府は特別の權限を有すべきである。政府には専門家よりなる植民地委員會が諮問機關となる。

植民株式會社の本質的な義務として先づ土地の獲得がある。次にかくして得た土地の改良をはかり、其の他各種の準備工作をなすを要する。即ち入植地への必要なる交通設備、特に道路の建設、伐木伐根の如き之れである。土地の分割は原則として賣却の都度會社が行ふべきである。而して會社は植民者及び其の他の土地購買者と各別に契約を締結する。植民者に土地を賣却する場合には長期償却の道を開き、又會社は植民者に動物資本、種苗、肥料、農具、食糧用食料等の供給を計る。しかし會社は大規模の栽植經營に對しては經營手段を補給しない事とする。經營手段を既に所有して居る者に對しては産業組合の設立、金融、發展、統制をはかる事とする。又會社は各種の行政行爲例へば地方行政、警察、交通、衛生、教育の事務を司る。其他不動産取引、商業取引の取締特に重要な關稅統制等も行ふ。最後に會社は自由勞働奉仕者 *Freiwilliger Arbeitsanstler* を保護し、宿泊所を與へ、必要なる經營手段を與へ其の勞働力を使用する。植民會社が爲す植民地の調査、研究旅行等には植民國が財

政的援助を與へる事が必要である。

植民株式會社の權利としては先づ土地の獨占即ち獲得及支配の獨占がある。之れを會社の獨占事業とする事によつて、會社は土地を購入價格で植民者に賣却する事が出来るのである。農耕地及び移住地は個々の植民者若くは公益的移住組合にのみ分配する。然し栽植地は大地主、大企業家、企業會社に分配する事が出来る。植民會社が農耕地、移住地を自營地として所有することは禁ぜられる。但し栽植地の經營を爲すは差支ない。又學校、模範農場敷地も會社の所有にしても差支ない。土地の獨占到次いで會社は全植民地の土地生産物の耕作を監視し指導する權限を有する。又上述の産業組合を設置し統制する排他的權限も會社は有するのである。更に會社は貿易の獨占權も有する。

七、植民株式會社

b. 會社機關と株主

會社の機關としては普通會社法のそれが考慮さるべきである。然し本會社に獨特のものとして一般株主總會に經濟團體の種類に應じて各種の分會を設けること、特に同時に移住者がある株主の特別株主會を設けることが望ましい。株主總會は會社本店の所在地、即ち其の本國で開催しなければならぬ故、植民地に住所若くは營業所を持ち、自ら株主總會に参加することを得ざる株主又は自ら出向くことを欲せざる株主は代理人を派遣する事が必要である。之れが爲め植民地にある株主は株式會社内¹⁾に諮問委員を置き、之れが株主に代つて株主總會への代理人を選定し、又植民地の經濟上、社會生活上の重要案件に關する顧問としての資格を有する事とする。而して之等の諮問委員は職業別に別個に設くる事が望ましい。次に政府委員はかの往時の葡萄牙植民會社の "controlleur" の如く、株主總會に、理事團に、はた又植民地に於ける會社の業務執行に本國政府を代表して參與する事とする。

1) Reinsch, a. a. O., S. 163

政府委員は自ら又は其の直屬の官吏によつて之等の權限を行使する。又政府委員は一定の場合に於て、所謂「經營客體」の經濟上、文化上、政治上の意義に鑑みて否認權を行使し得る。但し其の他の點に於ては會社は飽く迄會社たるを建前として官廳化するを避くべきである。植民地に於ける直接的な業務執行は單一專制的 *monomandatarisch* であり、會社總裁は謂はゞ植民地の經濟長官の地位を占むべきものである。この理由から總裁は又警察團、自由勞働奉仕者軍の最高指揮權を持つこととする。又植民地に於ける腐敗的事件の惹起を豫防する爲め懲戒規則を設ける必要がある。

次に各移住者は會社の株主となる事が出来る。これによりて移住者の禍福が同時に會社の禍福である意義が徹底する。ファイチベルガーの所謂「株式國家」が實現されるわけである。之れは必ずしも空想に非ず。彼の和蘭の植民會社はほゞ之れが先例を爲すものである。植民者の保有する株數は大なるを得ないであらうが、母國に於ける株主は大株主たる事が寧ろ望ましい。即ち之れに依つてあまり富有ならざる小株主が株を授機の目的に供することを困難ならしむる事が出来る。又植民會社の國家的性質に鑑み、株が外國に逃避するを制限する方策を立てべきである。又之れにより不評判なる土地會社移住會社の侵入を防止すべきである。

c. 會社の金融、必要資本、及收入

會社の資金は先づ株式に依つて募集する。第一に國內の一般資本市場から募集すべきである。國際聯盟の出資を得ることを得ば望ましい。次に國家、都市其他の公共團體も出資を爲す。之れは植民事業の社會的、經濟的、國家政策的目的に鑑みて望ましい。他方この植民事業に依りて失業を緩和する事を得るを以て、國家公共團體は救貧費、失業救濟費を節約するが故に、こゝにも投資の理由が存する。又移民者の輸送其他植民地に必要なる物資を運送する運送會社もこの會社の設立によりて受益者たるべきものなれば、出資を爲すことが望ましい。又植民地に於ける各種土木工事に關り、又其他工業品の供給によりて利益を得べき工業會社の出資を得る事も望ましい。

1) Andreas v. Veitschberger, Der Staat auf Aktien, Wien/Leipzig 1933
2) Köbner, a. a. O., S. 172

一般株主には優先株を與へて出資を容易ならしめ、政府は四分の配當を保證する事により、一般株主に利益を得る機會を與ふべきである。又株主たる運送會社には移民の運送其他に關し獨占權を與ふる事とする。移民接受國に於ける土地所有者の出資は例ひ現物出資の形に於ても會社が外國化する危險があるから望ましくない。

會社の必要資本は先づ移民の接受國が無償で土地を讓渡せざる限り土地の購入費である。次に土地改良其他各種の準備費である。殊に土地は原則として移住者に長期償還の方法で賣却するもの故、相當の資本を要するのである。又組合設立に當つて之れに當てる資金も必要である。其他實習農場、模範農場の設置、警察、病院、學校等の行政施設に相當多額の資本を要する。又之等諸施設の運営費も考慮すべきである。

會社の収入は直營事業の収入の外に、植民者及組合へ爲した金融の利子、産業組合よりの配當、植民地内に於ける商工業の許可料等がある。又營造物維持の爲めの貢納金、不動産移轉の登録税がある。勿論會社の収入は一定の植民地域に對し確固たる基礎が植民當初一定期間に確立して後、初めて之れを期待し得るものである。最後に土地賣買價格の差額による収入も會社収入として大なるものである。特に會社が土地を始め無償にて獲得せる場合に於て然り。

八、植民地に於ける經濟の型

先づ第一に問題となるは移民の種類であるが、原則として家族が植民の基礎でなければならぬ。單獨植民は軍事的其他特別の場合に一時的に行ふべきものである。而して農業に經驗ありて而も自己の家のない農家の二三男が中心となるべきである。都會より植民者を募集する場合に於ても農業に經驗ある者を取る。植民事業が相當進捗したる後に於ては他の都市人口を植民するも可である。道路工事、鐵道工事、其他各種の準備工事にはそれぞれ本國に於てかゝる工事に經驗ある人士を自由勞働奉仕者として使役する。之等の勞働者が移住を完了する迄

には、植民地の農業經營の實際を習得せしむる。本國に於ても亦植民者を教育することは重大な事であつて、巡回講師其他の教育機關によつて教育に力むべきである。獨逸に於ける内國植民、國外植民の高等教育機關として Witzshusen の獨逸植民學校の如き範とするに足る。植民地に於ける實習農場、試験農場の如きもこの目的に役立つ。

植民地の發達に伴ひ必然的に商、工等の他の職業人、技術家、醫師、藥劑師等の専門的技術家を必要とするに至るであらうが、之等は本國に於いて同一職業に従事し其の經驗を有する者に優先權を與ふべきである。

移住植民地に於ては原則として自作小農の扶植を主眼とすべきである。即ち經濟的に獨立な農家として主として自家勞力本位とし、簡単な農屋の周圍に存する耕地を、自用の家畜資本及び農業機械を用ひて、而も會社の指導と監督の下に本國在來の耕作法若くは實習により習得した耕作法により耕作するのである。然し栽植栽培に於ては土着勞働を用ふる事が必要であらう。本國よりの自由勞働奉仕者は集團移民を爲す獨立小農と異り家族移民の例外を爲すもので、彼等は未婚であつて土地を獲得するに至つて始めて其の妻女を本國より迎へるのである。小農の耕作する農地はあまり小ならざる事を要す。最小二十五町歩は必要である。産業組合は本國に於けると同様に販賣、信用、加工、其他農産物の輸送販賣、近代的合理的なるも高價なる經營手段の共同使用等を爲さしむる。特に産業組合は耕作植民者と商人との橋渡しを爲すものである。

植民者には開墾義務を負はず。但しこの義務を履行せしむるに急なる時はかへつて土地を損耗せしむる危険あるを以て適度たるを要する。植民者の土地耕作は原則として營利主義の上に立つべきである。故に市場に於ける需要を顧慮しなければならぬ。栽植經營に於ては特に母國の需要が問題となる。即ち母國に産せず而も母國の需要するもの之れである。次に會社は植民者の食糧料の供給に注意すべきである。商工業に關しては母國と同一にして特に云ふべきものはないが、唯會社は植民者が自己の生産物の販路を見出し得る様指導すべく、又母國の産

- 1) M. E. Townsend, Macht und Ende des deutschen Kolonialreichs, Leipzig, S. 217 参照
- 2) Köbner, a. a. O., S. 219 und 222

物を植民者に使用せしむる様指導すべきである。

九、植民地に於ける土地制度

植民の理論並に實踐に於て古來争れたるは移住者に土地を與ふべきか又は賣却するかの問題である。賣却を是とする者の理由とするは先づ植民費の節約と云ふ點である。第二に相當代價を支拂ひ土地を獲得したる場合は移住者がその土地に愛着すると云ふ點である。従つて小農耕作地及び栽植地は全然賣却の方法により移住者に獲得せしむる事を原則となすべきであると考へられる。この際土地を競賣するのが合理的か、又は平均價格で賣却するのが合理的かが屢々問題になる。従つて會社は豫め土地の階級によつて定めた價格を一定期間標準として處分すべきである。土地價格は其の土地の交通關係、水利の便、即ち水の乏しき地方に於ては特に用水の便、水運の便等を考慮して土地評價によりて定むべきである。海外植民に於ては土地の一部が所謂 Water frontage を爲す時は重大な意義を持つ。又土地價格を決定するに當つて其の土地の性質即ち如何なる農産に適するかを考慮すべきである。又會社は豫め後に要する土地の改良費其他の準備費を斟酌して土地價格を定めなければならぬ。土地賣却に當りては相當面積の土地を道路、鐵道、運河、行政廳、學校、病院等の公共用地として保留し置くべきである。開拓に要する準備費を植民者より租税として徵收する事は避くべきである。又植民者をして買得せる自己の所有地の外に若干面積の土地を一定期間附加保有せしめ、後に之れを學校、教會、國家公共團體に返却せしむる方法も避くべきである。

初期の植民者には後來の植民者より土地價格を低くし、賣却するは望ましい。又後來植民者より土地開墾成績の劣れる者には後來植民者に對する土地賣却價格との差額だけ出張支拂はしむる。

植民者に賣却する土地の價格は土地と勞働との均衡とを得しむるを以て充分なりとする、かのウエークフキ

- 1) Roscher, a. a. O., S. 314ff; Leroy-Beaulieu, a. a. O., S. 585
- 2) Roscher, a. a. O., S. 322,
- 3) Roscher, a. a. O., S. 323; Leroy-Beaulieu, a. a. O., S. 595
- 4) Roscher, a. a. O., S. 326
- 5) Leroy-Beaulieu, a. a. O., S. 622

ルドの劃期的見解は異論を夾む餘地はないのであるが、墾太利の植民地は所謂「緊急植民地」Notkolonieたるに鑑み、頭初よりウエークフキールド制を固執する事なく、多少土地價格は投下費を必ずしも償ふを目的とせざる融通を認むべきであらう。何れにせよウエークフキールドの説は植民者に土地を無償にて賦與すべしとする議論を反駁する有力な理論である。

植民者に土地を賣却するに當りては原則として年賦償還の方法によるべく、その代價の四分の一は現金で支拂ふべきものとする。土地代價は植民者自らの負擔として償却すべきであるが、實際的には、植民者の母國の所有地賣却代價其他親戚故舊の援助又は母國移住組合に於ける積立金が買得費として役立つであらう。之れに反し渡航費は會社の金融による。會社に爲す年賦償還には多くの意味がある。即ち土地代價、農業資本、渡航費の分割償還たるのみならず同時に植民會社株即ち所有株の支拂、産業組合持口分の支拂にも充てられるのである。所謂所有株の支拂と共に植民者は新經濟的國家所屬の證明書を得る。

年賦は初め二、三年据置後最高十年の償還となす。家畜、農具の如きも長期年賦償還の方法で會社が補給する。但し土地代價の支拂より年賦は短期にて可なり。又年賦金延滞の場合には土地は會社に歸屬することとなる。

一〇、補論、自由勞働奉仕 (Freiwiliger Arbeitsdienst) と海外植民

植民地の勞働に本國の自由勞働奉仕者を用ふる計畫は植民史上新しい試みである。デハントの計畫では之等勞働者を本國より招徠し、植民地の伐木、測量、道路の開墾等の所謂準備工作に用ひんとするのである。之れ必然的且組織的に海外植民の目的實現の手段となるからである。又經驗上植民地の勞働は獨裁的軍隊的統制によつて最も其の効果を發揮するものなるを以て、この點よりも本國の自由勞働奉仕者を用ふことが望ましい。且海外植民の生産費を減少し得るのみならず、植民地内の人口増加に資することが出来る。

1) Roscher, a. a. O., S. 314ff; Leroy-Beanlien, a. a. O., S. 592ff
2) Dechant, a. a. O., S. 45

之等の自由勞働奉仕者が植民地で勞働するに當りては渡航費は無料、報償即ち衣服、用具、宿泊所、扶助、小使ひは本國と同様とする。然し、自由勞働奉仕者は少くも三ヶ年の植民地勞働の後に土地を獲得し、土地獲得後は少くも三ヶ月以内に同國人の婦人と結婚し之れを本國より呼寄することとする。自由勞働奉仕者は其の土地購買の代金は其の八分の一は植民地に於ける勞働を加算し之れを差引くものとする。又土地代金は二ヶ年据置二十ヶ年年賦の償還となす。若し勞働者が植民地に於ける三ヶ年の勞働奉仕後、土地獲得の請求をせざる者は、本國に無償で送還を要求する權利を有する。之等勞働者の土地の獲得は多少他の者より後れ、従つて土地價格も騰貴すべきであるが、元來地價騰貴は之等勞働者の力による事大なるに鑑み、之等勞働者の獲得すべき土地價格は騰貴前のものたるを要する。又土地の獲得も本國への送還も欲せざる者には警察團又は會社の模範農場員として採用される優先權を與へられるのである。

一、植民條約

近き將來に於て墾太利が法律的意義に於ける植民地を獲得する事は期待出來ぬが故に、植民事業の振興をはかるには先づ特別の條約を締結することが緊要である。即ち重商主義時代特に佛國に於て行はれた。所謂 *pacte colonial* の制度を復活する事である。*pacte colonial* は自由貿易を制限する爲め次の五原則によつた。即ち(1) 植民地は其の全生産物を母國に供給すること。(2) 他方植民地は其の必要とする商品を全部母國の供給に仰ぐこと。(3) 植民地にて産出する原料の加工は植民地内にて行ひ得ざること。(4) 母國は其の必要とする植民地生産物を先づ自己の植民地に求むること。(5) 植民地と母國間の海運は全然母國商船に行はるべきこと之れである。

墾太利本國と其の海外植民を行ふべき地域との間にも之れに似た條約を締結すべきである。然し往時の植民條約と異り、墾太利の海外植民の促進を目的としたものである。而して本國に於ては植民地生産物はかゝる墾太利

1) Leroy-Beaulieu, a. a. O., S. 547ff; Girault, a. a. O., S. 91ff 参照

植民地からのみ輸入する規定を設くべきである。又母國と植民地が關稅上同一地域と爲すことを條約を以て規定すべきである。其他母國と植民地とは同一貨幣本位ならしむる事が必要である。然し直接的手段により接受國の貨幣を排除し得ざるを以て、間接的手段により徐々に本國の貨幣本位の活動範圍を擴張すべきである。之れが爲め先づ第一に本國の工業品はこれを會社の現物出資と爲す。若し之れが實行不可能なれば、支拂決済は本國に於て行ふこととする。第二に本國植民地間の貿易には差額勘定報價の方法を可及的に採用すること。第三に植民地に於いて現金を用ひざる取引を盛んならしむることである。この目的の爲めには流通證券を作ることが會社の最も重大な責務である。又接受國の了解の下に本國の郵便貯金の方法を採用することも大切である。

會社が最初に土地を獲得するに際し、其の土地代金を外國貨幣にて支拂ふ場合多くの困難を伴ふであらうが、この場合適當な方法がないわけでない。即ち、若し接受國が非工業國なれば本國の工業品を以て現物交換の方法をとるのが適當であらう。接受國自身が土地賣却者であるならば一層簡單にこの方法による事が出来る。この現物支拂を取る場合には會社が本國から受ける出資を現物出資となし、これを土地支拂代金に振向けることが出来る。

二、植民地に於ける法律並司法

法律並司法の重要な諸點に關しては母國と接受國との間に締結される植民條約で確定すべきである。以下其の要點を示せば次の如くである。

先づ公民權上植民地に於ては奧太利の植民者は奧國人としての公民權を有する。刑法は接受國のそれに従ふこととする。又接受國の私法は原則として植民者に適用さるゝことゝ爲し、親族相續法に關しては特別に植民條約に規定する。土人との結婚は許さず、法律上無効のものとする。不動産移轉は植民會社發給の地券によることゝし、接受國に登録を要せざることとする。事實、會社としては外部の者即ち非植民者に不動産を處分せざるもの

である。壘太利の植民者に對し必要なる特別法は植民條約によりて會社が其の制定權を認められる。かゝる特別法たる土地法には植民者の所有地の最高最低面積、植民者の所有地の讓渡及び賃貸借には會社の同意を要する事等を規定する。外部の者に土地を讓渡せんとする時は會社は先買權を行使する事が出来る。最後に優秀なる植民者、從軍者、元本國軍人には土地法に於て特別な所謂家産法を設けて之れを保護する。植民地の土地所有權が法律上明確に會社に歸屬して居ない場合には、地代及び永小作權に關し會社は特別の規定を設ける。植民者の所有地の讓渡、賃貸借は讓受人、賃借人に地券が引渡され、それが土地臺帳に登録せられて後、始めて會社に對抗し得る。勞働法は原則として壘國法が適用され、植民地の特種事情に適合せぬものに關しては特別法を設くる。この勞働法は土人、外人勞働者にも例外的に適用される。商法は接受國のものが原則として行はれることとする。裁判權は接受國にあり。特に植民者と土人との争訟に於て然り。もつとも領事裁判制度を設けたる場合は別である。其他和解は會社選任の調停官によることとする。

行政法は原則として接受國のものが行はれる。但し營業法は、會社が營業の許可をなす權利を得た場合には之れによる。

又植民條約には植民者が接受國に對し兵役の義務なきことを規定すると共に、義務教育、公文及び日常生活に於て獨乙語を用ひ得る事を明約する。本國の救貧、失業救濟行政は植民地には行はれざることとする。但し慈善的救濟はこの限りに非るものとする。本國の災害疾病保險は多少の制限を加へて植民地にも行はれることとする。

次に財政法に關しては、直接國稅特に所得稅は植民者に賦課せられざるものとする。間接稅特に消費稅は之れを免れ得ず。但し接受國民のそれより高からざるものとする。接受國が植民者に對し直接稅を免稅する所以のもの、接受國が壘國の植民事業より利益を受くるが爲めである。而して又會社は毎年接受國の國庫にコンセンション料を支拂ふが爲めである。本國は一般規定に基いて植民會社に課稅し満足すべし。本國並接受國は植民者よ

り直接に手数料を徴收すること無く、唯會社としては營業許可手数料、不動産移轉手数料、其他學校病院の如き營造物の行政手数料を徴收する權利を有する。

植民條約によりて接受國の高權は多少制限を受けることとなる。即ち植民地域は接受國の關稅地域外となし、之れを母國の關稅地域内に入れる如き、又は植民者に對し接受國の直接稅、手数料等を免除する如き之れである。又直接本國と植民地との貨幣本位を同一ならしむる方策をとるのも高權制限となり得るが、可及的に本國手形よによる支拂決済の方法をとるならば接受國の貨幣高權 *Geldhoheit* を侵すこと少いであらう。法律の方面に於ても墺國植民者の爲めに特別法の制定を求めるところではない。土地法に於ても然り。然しながら接受國の司法權は領事裁判の如き合同裁判を施行することにより著しい制限を受けることにならう。又植民者が兵役の義務なきこと、學校制度、言語に對し自由を得ることも接受國の高權を制限することにならう。要するに墺國の植民地は獨特の形態のものであつて、法律上專管地（ユニセツレン）に最も近いものと云ひ得るであらう。少くもそれへの中間形態 *Etat intermédiaire* である。何れにせよ歐羅巴にとり新しい植民形態を創設することが緊要である。

本植民會社の法律的性質は普通會社のそれと異なる。所謂特權を有する會社である。但し地方自治體と目すべきではない。即ち本會社は地方自治體と異り、第一に政府は會社に對し指揮權を有し、第二に會社は權限保證 *Kompetenzgarantie* を有しなす。

次に植民條約に關し母國と接受國との間に起るべき争訟を裁決する爲めの裁判所を設置する必要があるが、國際聯盟がこの任に當ることが望ましい。その外母國と植民會社、接受國と植民會社との間の争訟解決のための裁判所の設置も望ましい。

國際聯盟は上述せる如く裁判機關として本事業に介入する外に、墺太利植民を各方面から援助することが聯盟

1) Adolf Merkl, Allgemeines Verwaltungsrecht Wien/Berlin 1927 S. 352ff 參照

の精神に照して正當であると考へる。蓋し聯盟は國際勞働問題に常に關心を有し、而も壙太利植民が世界勞働分に多大の關係あるを以てである。

尤も吾々は聯盟の贊助を得、且植民の爲めの金融を得ることに對し必ずしも樂觀はゆるさぬ。然し少くも聯盟は本會社が歐羅巴一般金融市場に於て金融を得ることを援助し、又植民條約の保證人、土地購買にあたりての保證人となつて壙國植民を贊助することは出来るであらう。

十三、結 言

以上がデハント案の骨子であるが、案の裡に壙太利の苦悶の象徴を充分觀取することが出来る。デハントと雖もそこに何等具體的な壙太利植民の對象を指摘することは出来ない。その限りに於てデハント案は抽象的であり空想的である。更にデハント案の各項の實現性を省察する時一層の疑問なきを得ない。一般に行きづまれる社會狀勢はその社會に非現實的な迷信・新宗教・懷古趣味を盛んならしめ、以て現實に對する絶望感を安慰せんとする傾向を生ずる。かゝる傾向とデハント案とは一脈相通するものありと見るは余の僻眼であらうか。

然しながらデハントの掲ぐる技術的方策に至りては我が滿蒙農業移民機關の形態、事業、財政等にとり參考となすべき點多しと云はざるを得ない。

附記 ャットノートは二三を除く外悉くデハントのものである。